

入札金額の内訳書の取扱いについて

平成27年5月11日

鯖江広域衛生施設組合

1 目的

入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の提出は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、鯖江広域衛生施設組合が発注する建設・清掃施設工事等（以下「建設工事」という。）について、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算努力の促進を図るとともに建設工事の適正な履行の確認に寄与することを目的とする。

2 対象とする建設工事

全ての建設工事入札案件とする。

3 内訳書の概要

- (1) 対象とする建設工事にあつては、入札に当たり、入札金額に見合う内訳書を提出しなければならない。
- (2) 内訳書は、直接工事費、経費別等の内訳を明らかにしたものでなければならない。
- (3) 提出された内訳書は、返却しない。

4 内訳書の様式

内訳書の様式は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。なお、当該様式を使用しない場合でも無効とならない。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 単体又は共同施工方式により施工する工事 | 内訳書（様式1） |
| ② 分担施工方式により施工する工事 | 分担工事額内訳書（様式2） |

5 提出の時期と方法

内訳書は、入札書投函時に入札執行者へ入札書とは別に提出する。

6 内訳書の審査

- (1) 審査は開札時に行い、次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 内訳書が未提出の場合。
 - ② 提出された内訳書が未記載である場合。
 - ③ 工事名を確認できない場合。

- ④ 積算内容に明らかな不備、あるいは入札額との金額に著しい相違があると認められた場合。
- (2) 談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札決定を保留とし、鯖江広域衛生施設組合財務規則（鯖江市財務規則）に基づく措置等を講ずる。
- (3) 前項の規定により無効とされ、又は落札決定を保留とされた入札以外の入札で、内訳書に不備がある場合又は積算を行っていないと判断される場合は、入札執行後、口頭又は書面により、当該入札者に注意を喚起する。

様式1

内訳書

(工事名) _____

住 所

商号又は
名 称

代 表 者
氏 名

印

工種区分	金額 (円)	備考
工事価格		

注1 工事費は消費税等を含まず、本工事費計は入札書記載金額と一致すること。

注2 共同企業体である場合には、共同企業体の名称も併せて記載すること。

様式 1

内訳書

(工事名) 平成27年度管理棟〇〇設備改修工事

住 所 鯖江市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

商号又は
名 称 鯖江□□□

代 表 者 代表取締役 △△ △△
氏 名

印

工種区分	金額 (円)	備考
直接工事費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	A
共通仮設費	〇〇〇, 〇〇〇	B
現場管理費	□□□, □□□	C
一般管理費等	△△△, △△△	D
工事価格	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	A+B+C+D

入札金額と同額になること

注1 工事費は消費税等を含まず、本工事費計は入札書記載金額と一致すること。

注2 共同企業体である場合には、共同企業体の名称も併せて記載すること。

様式2

分担工事額内訳書

(工事名) _____

共同企業体

代表者

⑨

分担工事名	金額
	円
	円
	円
	円
合 計	円

注1 工事費は消費税等を含まず、合計額は入札書記載金額と一致すること。

工 事 費 内 訳 (円)

工種区分					全体額
本工事費計					

注2 本工事費計は、上表の分担工事額の合計額と一致すること。

注3 直接工事費の工種は、内訳書の工種分類毎に工種順で記入のこと。